

議案第 104 号調布市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

今条例改正は、市職員の給与に関する条例改正に合わせて提案されたものです。

調布市の職員の給与につきましては、平成 14 年度の給与改定以降から平成 25 年度まで 11 回引き下げられた経緯があります。公務員は労働基本権であるストが制限されている点から人事院勧告という物差しがあるわけですが、この給与に関する改訂のうち、期末手当の引き上げ分を市議会議員にも連動させて行う内容です。

総務委員会を傍聴しましたが、市議会議員報酬を審議する報酬審議会の中での議論の時に期末手当に対する資料提供され審議されましたが現状維持との事でした。

今回の見直しにより、職員は平均 102.827 円、議員は改正より 165.000 円増額となる条例改正の提案です。しかしながら、現在の市民生活を振り返れば景気回復を最優先に進められてきた国のアベノミクスに象徴される政策が市民の暮らしを豊かにしてきたかと言え、その効果を実感している市民の声は上がってきません。増税の負担感の大きさも耳にしますが、今後更なる増税も予定されていますが、本議会でも中小企業問題、生活困窮者や子ども、若者の貧困を始めとした様々な市民生活の厳しさについて各議員から問題提起されてきています。

このような社会状況の中で、市民に寄り添って政策提案する立場でもあり、市民に痛みを伴った議決もしなければならぬ議員という立場を考慮すれば、期末手当について人事院勧告に沿った支給割合を上げる改正については是とすることは、私は大変難しいと判断するものです。また市民理解を得ることも難しいと考え期末手当の引き上げの改正提案については反対するものです。